

(別記)

脱プラ推進支援事業委託業務 仕様書 (案)

1 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が〇〇〇〇（以下「乙」という。）に委託する、脱プラ推進支援事業委託業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施期間

令和5年5月 日 から令和6年3月31日まで

3 業務内容

(1) 特設サイトの制作および運営

- ・プラスチックの削減やリサイクルを啓発するウェブサイトを作成し、遅くとも(2)に掲げるプラ3R実践コンテスト（仮称）の募集開始日までに公開を開始すること。公開の終期は令和6年3月末日までとする。

<企画提案事項1>

サイトデザインのラフ案及びコンテンツ案について提案すること。

(2) 「プラ3R実践コンテスト（仮称）」の実施

- ・プラスチックの削減やリサイクルに取り組む事業者の社会的評価を高めることにより県民意識の変化を図るとともに、優秀な取組を他事業者が追従することをねらいとしたプラ3R実践コンテストを開催するものとし、次のスケジュールで県内に本社を置く事業者を応募対象としたコンテストを実施すること。
 - 6月中旬から8月上旬 取組事例の募集
 - 8月下旬から9月下旬 審査
 - 10月中 優れた取組の事業者を表彰
 - ・コンテストは、県内に本社を置く事業者が実施しているプラスチックの削減又はリサイクルの取組を募集・審査するものとし、具体的には次のようなものを想定する。製造業における包材のコンパクト化、小売業における食材のノントレー販売、サービス業における容器リサイクル体制の構築、サービス業におけるプラスチック代替素材の使用など
 - ・審査においては、家庭へのプラ流入量の削減効果が高いものを高評価とする。
 - ・取組は特設サイトで募集するものとし、告知のために、フライヤー・ポスターを制作すること。
 - ・取組表彰は部門毎（中小事業者、製造業者、非製造業者）に2者程度、合計6事業者程度を選定するものとし、受賞者への表彰状及び副賞は委託料から支出するものとする。
- ※部門内の中小事業者とは、中小企業基本法が定義する中小企業者とする。

また製造業者は、総務省の「日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）」にて定義される製造業者とする。

- ・表彰式の会場については、県有施設を予定しているが、事業の推進に効果的な会場の提案は妨げない。

＜企画提案事項2・3・4＞

コンテストの募集に係るフライヤー・ポスターのラフ案を提案すること。

上記のほか、応募を増やすための、具体的な広報や募集方法を提案すること。

啓発効果がより高いコンテスト開催方法について提案すること。

(3) プラスチックに関する3Rの啓発

- ・コンテストのねらいが達成されるよう、マスメディア（ウェブ含む）を活用して、コンテスト入賞の取組を啓発すること。
- ・遅くとも令和6年1月までに上の啓発活動を開始すること。

＜企画提案事項5・6＞

上記のほか、効果的な啓発について提案すること。

「福島県環境アプリ」と連動したプラ3R実践コンテスト（仮称）のアイデア募集告知、または入賞アイデアの啓発を提案すること。

4 業務実施体制

- (1) 本事業の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 本業務の企画運営スケジュールの管理を適切に行うこと。
- (3) 甲と随時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた時は、双方協議の上、決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

5 権利の帰属

- (1) 本委託事業の成果品に関する一切の権利は、原則、福島県に帰属するものとする。
- (2) 乙は、甲及び甲が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

6 提出書類

- (1) 着手届（様式第1号）
委託業務の着手時に提出すること。
- (2) 完了届（様式第2号）
委託業務の完了時に提出すること。
- (3) 成果品
甲が必要と認める書類等とする。

7 その他

(1) 業務の実施に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、甲は契約金以外の費用を負担しない。なお、業務の実施に必要な経費とは次のものを含むものとする。

○特設サイト制作及びプラ3R実践コンテスト（仮称）募集関係

ウェブサイト構築費用（デザイン費含む）、ウェブサイト保守管理費、募集に係るフライヤー製作費（10,000部、デザイン費含む）、フライヤー発送費、募集促進策経費（記念品贈呈等）

○プラ3R実践コンテスト（仮称）表彰関係

審査関係（予備審査・本審査）・表彰関係、審査員（3～5名想定）の報償費及び旅費、表彰状、副賞、会場制作（パネル、備品他）

○プラスチックに関する3Rの啓発関係

受賞者紹介ツールの作成

- (2) 必要な資料及び情報の収集等は業務に含まれる。
- (3) 業務に係る記録については、ホームページや報告書等で外部公表する可能性があるため、関係者から事前に了承を得ておくこと。
- (4) 業務の実施に当たり、知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 使用内容及び数量等に変更が生じた際は、協議を行うものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、甲乙協議のうえ、定めることとする。